

扶養義務者の範囲

「扶養義務者」とは、受給者本人と同居または生計を同じくする直系血族（父母、祖父母、子など）及び兄弟姉妹をいいます。
この範囲の親族が同住所に居住している場合、「扶養義務者」として取扱います。
住民票上世帯分離をしていますが、生計が同一の場合には扶養義務者とみなされます。

(例) ひとり親世帯の扶養義務者の範囲
受給者から見て濃く塗っている部分が扶養義務者として判定します。

